

(別紙)

第三評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>那須塩原市統一の保育理念・保育指針・保育目標が明文化されており、事務室や各保育室に掲示され職員が確認できるようになっている。また、年度当初4月の職員会議の中でも理念の確認を行っている。保育理念等を念頭に市立保育園では副園長会議で統一して保育課程を策定している。その保育課程を具体化した年間指導計画を基に月案や週案が立てられているが、大貫保育園では保育理念に加えて「自己肯定感を育てる保育」を目指し、全ての保育の実践のテーマとして取り組んでいる。</p> <p>理念等は、市が作成する「保育園要覧」に記載されており、保護者に対しては「保育園のしおり」で入園時に説明している。また、職員は理念である「子どもの最善の利益を第一に考え」、その子にとって何が「最善の利益となるか」を親にも伝えて支援している。しかし、地域住民や関係機関等へ理念等の周知は図れていないため、理念等を周知する取り組みが期待される。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対処している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>那須塩原市子ども・子育て未来プランの計画策定の背景と趣旨、子ども・子育てをめぐる統計からみた市の現状、動向、子育て支援サービスなどの現状、プランで求める基本的視点に基づき立てられた基本方針から大貫保育園の担うべきことを把握する努力をしている。また、公立保育園の推移も保育園整備計画によって把握している。隣接する大貫小学校の児童数の減少、同様に大貫保育園への塩原地区からの子どもの入園の少なさ、反して西那須野地区からの入園の増加、卒園すること無く西那須野地区への途中転園などの保育園の課題も明確にしている。市町村合併後は塩原地区（旧塩原町）に立地しながら西那須野地区（旧西那須野町）の待機児童の受け入れ先となっていること、地域の子どもの数の減少やそれに伴う様々な課題予測に苦慮しながらも、解決すべき課題を明確にしている。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>塩原地区の大貫保育園が西那須野地区の待機児童の解消の代替としての役割を担い、途中転園が生じ年長児が極端に少なくなる。常勤正職員が少ない中、塩原地区での長時間勤務の非常勤の職員の確保など苦慮している。園としての経営課題が明確になっても、それら課題には、公立保育園であるがゆえ、保育園の現場では手を付けようが無く、中・長期的な展望を持って解決・改善に向けた取り組みを計画することに限界がある。保育園の現場の意見をどの様に市の中・長期計画に反映するかなど行政としての十分な配慮が求められる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>公立保育園であるため、那須塩原市子ども・子育て未来プラン、保育園整備計画、那須塩原市総合計画の中に保育園の中・長期計画は含まれ、園独自には中・長期事業計画とその収支計画を策定することはできない。ただし、園としてできる範疇で将来を見据えた保育の質の向上のためのビジョンを持ち、計画的に取り組んでいる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の年度実施計画として市の全事業の年度予算が立てられ、その予算の中に保育園事業が含まれ、その予算に従って大貫保育園の事業は実施される。園の単年度事業計画の中に含まれる各種計画で、指導計画や行事計画、研修計画、食育計画、保健計画など園独自で立てられる計画の策定はなされている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上のためのアクションプログラムの評価や行事等に対する意見・要望等に基づいて、園で策定できる範疇において事業計画は関係職員の参加のもとに組織的に見直され、その内容について職員会議等で理解を促す取り組みを行っている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保護者への事業計画の周知に関しては、行事計画が主で、園として取り組む事業の中で特に保護者に知っておいて欲しい事業を伝えて、周知を図るという点では工夫の余地があ</p>		

る。家庭と連携を図り、保育を行っていくためには、保護者が保育園で行われている事業を理解していることが望まれるため、様々な機会をとらえ保護者が理解しやすい方法で情報を伝える取り組みの強化が期待される。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」の第2期を実施中である。年度当初の4月にクラス担当での話し合いや職員会議での検討、園長、副園長のまとめが行われ一年間の保育実践に活かしている。年度末に反省を持ち寄り、次年度の計画に反映させる流れを継続的に実施し、保育の質の向上に繋げている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>今年度は「自己肯定感を高める」を重点課題とし、園長以下全職員で検討実施してきた。その成果を保護者に理解してもらう取り組みとして、子どもの楽しんでいる時の笑顔や、行事等の様子を写真で伝えたり、芸術家派遣事業を活用しドラムサークル（ドラム体験）に挑戦する子どもの積極的な姿を伝えたりしている。様々な取り組みが積極的に実施されているが、その評価とその改善課題を明確にして、解決・改善の更なる計画的な取り組みが期待される。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は自らの役割と責任を文書での表明はもとより、日々の業務の中でも、ヒヤリハットの聴取から現場への対応を指示している。必要に応じて市役所担当課との折衝など自らの責任と権限において、管理運営業務に力を発揮している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園運営に必要な各種法令の知識を市の研修、県北の施設長会議等にて収集し、全職員へ必要の都度、朝夕の打合せ時及び会議にて伝達している。保育士等現場の職員が直接行う</p>		

<p>ような手続き等は、対応の仕方や様式の検討など、法令の正しい理解と遵守ができるよう工夫している。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>今年度の重点目標である「自己肯定感を高める」を全職員と共有し、思いを統一している。また、子どもと共に親も自己肯定感を持てばそれが目標達成に繋がると、保護者への支援も園一丸となって実施している。それらを園長のリーダーシップのもと、副園長が助言し、各保育士が現場で日々実践している。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の働きやすい環境構築のため、待遇改善の働きかけを行い、人員配置の改善に取り組んできた。全ての職員が研修に参加できるよう配慮し、時には園長が現場に入り、職員の研修時間を確保するなど工夫している。また、全職員に歳出予算執行状況明細を職員に示し、コスト感覚の徹底を図っている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事については市で管理しているため、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針について、園で作成することは難しい。しかし、市の人事計画に反映させるべく、園としての意見を出し、正職員の配置増や臨時職員の異動を実施している。また、市に配置されている管理栄養士には一緒に給食を食べてもらい献立の参考にする他、家族への発信として給食だよりの作成にも関わってもらっている。更に、市で採用されている臨床心理士を活用し、保育上の相談や対応方法などの指導を受けている。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事管理については市で行われているが、園長が年2回職員にヒアリングを行い、人間関係や、業務内容など円滑に業務が進むよう園の運営管理を実施している。また、必要担当課へ繋ぐ必要がある時は、窓口となり対応している。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a・b・c

<p><コメント></p> <p>人事管理や福利厚生については市の管轄であるが、各職員毎年2回園長と面接を行い、働きやすさや心身の健康面、それぞれの意向など確認し、要望等話を聞いている。運営上の必要な部分があれば、園長、副園長で検討・改善を行っている。勤務時間が異なる職員がいるため、報告・連絡・相談がスムーズに行えるよう臨機応変な対応を心掛けている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>正規職員の自己評価は、現場に即した目標を設定し、自身で具体的に評価できるよう工夫されている。自己記述欄も設けてあり、それに対し前期は副園長、後期は園長がそれぞれ頑張りに対しコメントを記入している。現在は、正規職員のみ実施しているが、今後は臨時職員への拡大も検討している。また、各職員が意欲的に研修に参加できるよう、研修報告書に園長のコメント欄があり、前向きなコメントを送っている。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員研修計画は作成されているが、職員に必要とされる専門技術や専門資格について具体的な目標が明示されていない。ただし、各職種別に受けるべき研修は明確になっている。各職員別に必要なスキルを身につける為の研修が設定され、保育士は担当するクラスでの保育に必要な研修に参加している。また、用務員は環境について、調理員は調理についての研修を受講している。今後は保育の質の向上のために保育所が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画（アクションプログラム）と職員の研修計画が整合するように、組織的な研修計画を策定することが期待される。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>正規職員には経験年数の節目毎に市の研修が設定され受講することができる。研修についての復命書には園長のコメントが記され、受講した職員へ期待する成果など伝えられている。各職員、受講してきた研修について、必要に応じて他の保育士等に伝達研修を実施し、保育士同士スキルの共有を図っている。ただし、臨時職員が多い現状を踏まえて職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されているか、研修の成果がどの様に保育に活かされているか等、十分な分析が求められる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れマニュアルには、受け入れの意義、実習の手続き、提出書類、事前オリエンテーション、確認事項など細かく設定されている。受け入れ担当は副園長が行い、実習生に合わせて個別にプログラムを作成し、実習目的に沿った内容が組まれている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ガイドブックは市役所、支所、各保育園に備え付けてあり、いつでも手に取ることができる。ホームページには、園の概要から、保育方針、年間行事、独自の保育サービス、費用など行っている事業が分かりやすく公表されている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㉡・c
<p><コメント></p> <p>那須塩原市立保育園は事業、財務に関する外部の専門家による外部監査は実施されていない。県の監査、市の監査委員のチェックは受けており、支払いは、会計課を通して実施し適正な会計業務が行われている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>隣接する大貫小学校との交流や、地域行事である老幼スポーツ大会に参加したり、道の駅アグリパルへ絵の展示をして地域の人に見てもらったりと、地域とのかかわりを大切にしている。また、芸術家派遣事業で近隣地区のドラムサークルの講師の派遣を受けて、子どもたちも一緒にドラムを体験している。また、近々人形劇サークルを呼んで人形劇を鑑賞する計画もある。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉡・c
<p><コメント></p> <p>中高生のサマーボランティアや中学生のマイチャレンジ事業の職場体験学習等の受け入れを行っており、副園長が担当者となり「職場体験学習受け入れマニュアル」に基づいて実施されている。今後、地域の人々などの一般のボランティア受け入れも想定され、トラブルや事故を未然に防ぐためにも、一般のボランティアにも対応出来る受け入れマニュアルの整備が期待される。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c

<p><コメント></p> <p>児童相談所、子育て総合センター、保健センター、国際医療福祉大リハビリテーションセンターなどの必要な関係機関のリストが作成され、職員が必要な時にすぐに活用できるようになっており、各関係機関との連携を図っている。また支援が必要な子のリハビリテーションセンターの作業療法に職員も保護者と一緒に付き添い、援助方法のアドバイスを受け保育に活かせるようにしている。新しい相談機関等の情報が入った時などはすぐに職員に知らせて園として情報を共有している。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>子育て相談を行っているが外部からの相談はほとんど無く、時々ある見学者や電話での相談に対応している。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>大貫保育園は地域の中で小規模の良さを活かした保育を実践し、保護者に対しても細やかな心配りができることから、児童相談所や子ども・子育て総合センターなどからの紹介で配慮を必要とする子どもを受け入れている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>年度始めの園内研修で保育士倫理綱領や保育理念、基本方針を職員に周知し、職員同士連携が図れるよう職員会議、乳児・幼児会議、朝の打ち合わせ等で報告・連絡・相談できる機会を設け、子どもを尊重した保育について共通理解をもつための取り組みを行っている。職員は一人ひとりの子どもをよく理解し、担任以外の子ども達にもよく話しかけ子ども達が安心して生活出来るよう配慮し支援している。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>守秘義務の遵守マニュアルが各保育室に掲示され、職員が常に配慮しなければならない事項について確認できるようになっている。個人名などが書かれているものは目に触れない場所に貼るなどしている。トイレはすべてドア付の個室になっており乳児組ではおむつ</p>		

<p>交換の場所も決められている。シャワー室はカーテン式になっており、万が一おもらしをした時でも子どもの気持ちを傷つけないよう配慮している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 利用希望者に対して必要な情報をホームページで案内している他、市役所・支所・出張所には教育・保育ガイドブックが置かれており図やイラストなども使って保育の内容や保育所の特性等を説明した解かりやすいものとなっている。また保育園見学希望者には、保育園を案内し保育園の内容を説明したうえでパンフレットなどを渡している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 保育利用開始にあたっては入園説明会などの際に面接を行い「保育園のしおり」を使って解りやすく説明している。また園長が必要と思われる保護者には、個別により細やかな説明を行いスムーズに園の生活が始められるよう配慮している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> 保育所の変更については、公立・民間保育所に関係なく児童票を引き継いでおり子どもへの保育の継続性を損なわないよう配慮しているが、保育所利用終了後の支援については特に相談窓口や担当者は設置していない。大貫保育園は西那須野地区の待機児童を受け入れていることから途中転園する子どももいるため、変更後も子どもや保護者等が相談を希望した時にはいつでも対応できるよう、担当者や相談窓口を設置し、保育の継続性に配慮した体制を整え、口頭でなく書面等で伝えることが期待される。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> 保育士は日々の保育の中で、一人ひとりの子どもの様子をよく観察し満足感をもって過ごしているか把握するよう努めている。行事ごとに保護者にアンケートを取り、個人面談でも各担当が保護者の意見や気持ちなどを聞き取る様にしている。聞き取った意見などについては会議等で話し合わせ見直しが行われているが、把握した内容の分析・検討会までは行われておらず、今後それらの担当者や担当部署を設置し定期的な検討会議開催等の仕組みを整えていく事を期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> 苦情受付マニュアルがあり苦情申し出窓口が設けられ、苦情解決責任者・受付担当者・</p>		

第三者委員が設置され、苦情の申し立てがあった時はマニュアルに基づいて対応できる体制にある。苦情については第三者を介しての申し出はなく、ほとんどが園内で解決できていたため、苦情内容及び解決結果等については公表する必要性が無く仕組みがなかった。しかし、今までの必要の有無に関係なく、今後、苦情を申し出た保護者に配慮したうえで、内容を公表する仕組み作りが期待される。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育園の玄関先にご意見箱を設けてあり第三者委員も設置され周知されている。職員は送迎時の日常的な会話などから保護者の要望や意見を丁寧に聞くようにしている。担任に直接相談できないことでも、園長が対応するなどして相談できる相手や方法を選択できるようになっている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者の意見対応マニュアルがあり、保護者からの相談・意見等があった場合はすぐに職員会議で話し合わせ、対応策を保護者へフィードバックしている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>朝の打ち合わせでヒヤリハットを発表し、すぐに対応策を検討し速やかに改善を図っている。また職員会議の際にもヒヤリハットを共有し事故防止につとめている。園庭、各室内、地域の危険箇所マップが作成されており、遊具の安全点検表、事故災害防止点検表に記録し対処法が明記され職員間で共有されている。また、10時30分まで待っても連絡なく登園しない場合は連絡先順に電話を入れ、それでも連絡が取れない時は自宅を訪問するなどして安否を確認している。保護者には「あんぜんだより」で、具体的な内容のお知らせを出し、理解と協力を求めている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルを全職員で確認を行っており、感染症予防・処置の仕方の研修会に参加した職員は報告会で全職員に周知し情報共有している。発症した場合は、正門に掲示し保育園メールを利用して保護者へ周知している。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>危機管理対応マニュアルが種類別に整備され、災害や事故、救急時等の緊急時の対応が出来るようになっている。年に1度は消防署の協力のもと消火避難訓練が行われ、毎月、</p>		

火災・地震・不審者等に対する訓練と年度後半には不意打ちでの訓練も行われている。建物は昭和63年に改築され耐火・耐震構造になっている。緊急時の保護者への連絡方法として一斉メール配信システムをとっており、毎年保護者に確認し登録してもらっている。また、おむつや水や食料等を備蓄し災害に備えている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>各種マニュアル内に「年齢別標準的な実施方法」があり、年齢別にデイリープログラムとして、時間・活動・保育士の仕事が時系列に細かく記され、準備物や注意事項も書かれ、実用的な内容となっている。市内保育園全体で、基準的なものとして作成され、その後、大貫保育園独自のものを作成し運用している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は園独自のものとして作成されているため、使いやすい内容となっている。園長が代替で保育に入る時に有効性も確認され、保育士アンケートからも使い易いとのコメントが寄せられている。現在、さらに使いやすくなるよう見直しが行われている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>3歳以上児の個別計画は作成されていないが、アセスメントマニュアルには、入園手続きから書かれ、面接等各種アセスメントから個別計画、指導計画へ反映され、保育の実践がなされている。更に作成時は必要に応じて心理士、栄養士も計画作成に加わり多職種での連携も行われている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>指導計画に対する個別の同意はとられていないが、各保育士から園長、副園長に提出され、個別計画等チェックし翌月の保育に役立てられている。その際必要に応じて見直しも行われ、組織的に計画等が運用されている。保護者への案内は園だより等に掲載し周知を図っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p>		

<p>毎日行われる朝の打ち合わせで子どもの様子や注意点、異常など出勤している全職員に申し送り、遅番の職員へは申し送りノートを活用し情報を共有している。土曜日については、平日と保育状況が変わるため日誌を活用し、子どもへのかかわり方や支援方法が同じになるよう工夫されている。その他の共有すべき事項は、職員会議などで他のクラスの担任職員も子どもの様子が分かるようにしている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童表はカギのかかるロッカーで保管されている。個人情報については、マイチャレンジ等の報告書、園・クラスだより等への掲載や掲示、園での写真撮影など各保護者に園としての考え方を手紙でおくり、同意書を記入してもらっている。</p>		

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育課程は、市立保育園で統一して策定された保育理念や保育方針や保育の目標に基づき、市立の副園長会議で統一して作成されている。昨年、保育所保育指針で求めている「保育所の社会的責任」を明記し、「家庭・地域との連携」など一部見直を副園長会議で行っている。この見直しに際して、大貫保育園では職員で協議し見直し点を出している。しかし、副園長会議で協議され、市として統一した保育課程として作成されているので、園としての見直しが全て反映されるものとはならない。ただし、園独自の創意工夫によって、家庭及び地域の実態に応じた保育課程の編成となるよう努力している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>室内の採光や換気、保温、室内外の清潔等、子どもたちが安全で心地よく過ごせるよう環境整備がされている。また、園庭の遊具のメンテナンスも適切に行われており、砂場で遊ぶ子ども達、園庭で自転車乗りをする子ども達、鉄棒をする子ども達の身近に必ずいる保育士の声掛けが安心感を与えていることが窺えた。外遊びをする時の注意を具体的に朝の打合せで伝え、子どもの安全には細心の注意を払っている。</p> <p>0歳児の保育室は、マットを敷いたフローリングと畳敷きのスペースと、ゆったり保育ができるしつらえとなっている。担当保育士が一人ひとりと穏やかに接している様と、子ども達の安心しきった表情が見られた。特別な支援の必要な子の状況に合わせて落ち着ける場を作る努力もしている。</p>		

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年齢別のそれぞれのクラスで保育士は、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように、子どもの発達状態に応じて、その気持ちを汲み取る努力をしている。言葉とはならない0歳児に対しては、気持ちを押し量り、抱っこや一対一での言葉かけを多くして保育にあたっている。1、2歳児に対しては、スムーズに言葉が出ない時は言葉を代弁し、言葉によって表現できるようになっても「この様に思っていたのね」と園児が自分の気持ちを出せるように話しを良く聞き、心が安定できるように心がけている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の中で、食べること、着替え、手洗い、うがい、挨拶など、様々な基本的な生活習慣を子どもの発達に合わせて身に付けられるように援助している。例えば、歯を磨くことの大切さを紙芝居で目に見える形にし、その意味が理解出来るように工夫して伝えている。また、パジャマへの着替え等自分で頑張る姿を見守り、待つことを大切にして、できた時はできたことを褒め、できない時は一緒にやることを心がけ、子どものやろうとする気持ちを尊重している。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>大貫保育園では、「自己肯定感を育てる保育」を目指し、全ての保育の実践のテーマとして取り組んでいる。保育士は、子どもがどう主体的に活動できるかを常に考え、運動会での役割を決める時や発表会での楽器選びの時にその実践を試みて、子ども自身が「意見が言える、納得できる」選択ができ、その自分で決めた役割を果たす緊張感や達成感を経験できるよう配慮している。この成果は、「自己肯定感を育てる保育」の日常の実践の積み重ねで可能にしている。また、遊びの中でルールを習得できるように、例えば、園庭で自転車乗りをする時でも子どもが交通ルールを実感できるような工夫をしている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>0歳児が安心して、一人ひとりの子どもと愛着関係をつくることに努力する保育士の配置とゆったりと過ごせる部屋の環境に配慮がされている。言葉でのやり取りができない0歳児の場合保育士は一対一の応答的な言葉掛けで甘えや要求を十分に受けとめているため、その保育士を信頼しきって抱かれている子どもの表情が見られた。また、年間指導計画では、保護者の子育てを認め、自らの保育技術を高め保護者を支える姿勢を明記している。お便り帳では、園での生活・体調などをしっかり伝え、家庭との連携を図り、保護者との信頼関係を深めている。</p>		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>発達に伴い周囲への関心、言葉の習得、自己主張の始まりの時期に保育士は、スムーズに言葉で表現できない時はその言葉を代弁しながら子ども達の関係性に配慮して、友だちと一緒に遊ぶ楽しさがわかるような援助を心がけている。また、トイレトレーニングの援助も個々のリズムに合わせてきめ細かく行われている。それらの配慮も指導計画で具体化して、対応も職員間で共有し、より適切な保育を実践している。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>室内でも戸外でも友だちと好きな遊びを通してかかわりを持てるように保育士は援助し、リンゴ狩りではリンゴの赤い色から色の概念を、遊びの中では数の概念を、園児は体験や遊びの中から学んでいる。特に年長児は単に行事・遊び等を実施するだけでなく、その準備段階から終了後まで様々な学びが組み込まれている。例えば、「動物園への遠足では図鑑等から動物を調べる」、「覚えた体操やゲームを友だちと一緒に楽しむ」、また、「ルールある遊びを通して仲間との絆を深める活動では、相手の気持ちを知り、自分の気持ちとの間で葛藤しながら人との関わりを深める」など、指導計画で援助の具体的な方法を示して実践している。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>特別に支援が必要な場合は、国際医療福祉リハビリテーションセンター等専門機関に相談し、適切な診断を受けることで職員の加配に繋げ、支援上の配慮を明確にして保護者と連携し保育を行っている。相談に際しては担当が同行することもあり、保育園としては、園長、副園長、担当を含む保育士等で構成する要支援園内検討会議を設置して、支援の方法等を組織的に話し合う機会を設けている。保育士は配慮を必要とする子に対して、決して急かすこと無く見守り、言葉がけで促し、子どものできることを待つ姿勢を徹底している。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>早番や遅番のノートに伝達事項を記載し、送迎時に連絡もれのないよう取り組んでいる。夕方になりカーペットが敷かれ、そこにおもちゃが用意され、のんびりとした雰囲気の中で思い思いに楽しく遊んでいる子どもの姿が見られた。お迎えで一人また一人と少なくなると、だんだん心細くなる子どもに対して保育士の声掛けはやさしく、お迎えにきた保護者に対しても丁寧に対応していた。</p>		

A⑩	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育園の目の前にある大貫小学校へ入学する場合は日常的な交流があり、保護者も子どもも就学の不安は少ない。しかし、西那須野地区の待機児童の解消で大貫保育園が受け入れ園となっているため、多くの子ども達は西那須野地区の小学校に入学することになる。そのため園長初め職員は西那須野地区の小学校の情報を収集し、子どもだけで無く保護者の不安を少なくする努力をしている。年長児には人の前で発表の機会を与え言葉を使って人に伝えることを経験させ、自己肯定感を持って小学校に入学できるように育てている。また、あいうえおカルタで文字に興味を持たせ、ポストを用意して手紙を書くことで文字を習得させている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルや保健計画が作成されている。一人ひとりの健康状態について朝夕の送迎時に連絡帳や口頭で保護者から伝えられ、関係職員間で情報を共有し日々の保育で配慮されている。保健日よりでも保護者に伝えるべき情報を適宜お知らせしている。また、内科検診の後は、「身体の仕組みや背が伸びたことや元気に過ごせることの大切さに気づき、成長を喜び、食べること元気に遊ぶこと、健康に過ごすためにはうがい手洗いが大切なことがわかるように知らせていく」と指導計画にも組み込んでいる。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断・歯科検診は年2回行われ、結果は保護者に伝えられ職員間でも共有され、保健計画も策定し健康管理を行っている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患等のある子どもについては、那須塩原市立保育園用アレルギーマニュアルに従い対応している。食物アレルギー児童に対する給食は、那須塩原市立保育園の基準に従って、医師の指示を受け、アレルギー除去食材で給食を提供している。その他のアレルギー児の対応も研修を受けた職員が内部研修を行い全職員が共通認識を持てるようにしている。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>野菜を育てる体験や、自分でお弁当を詰めたり、異年齢児で集まり会食会を行ったり、</p>		

<p>たまには戸外で食べたりなど楽しく食べられるよう工夫している。また調理室が保育室の目の前にあり、子ども達の目の高さから調理の様子が見られるような造りになっている。保護者へは毎月の「給食だより」や「クラスだより」で食に関する様々な情報を保護者に伝え、食に関する相談にも応じている。</p>		
A⑩	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>給食調理衛生管理マニュアルがあり、マニュアルに基づいた衛生管理が適切に行われている。毎日、検食簿・喫食簿を付け調理員に味や子どもの様子などを伝えている。調理員は、毎月園内での給食会議で話し合われた内容を市内保育園給食会議に持ち寄り、献立や調理に関する様々な内容の話し合いを行っている。年齢別に食育計画が作成され、子ども一人ひとりの状況にあわせて食事の量などを調整し、完食できた喜びが味わえるよう支援している。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑪	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日の送迎の際の保護者との会話や連絡帳での日常的な情報交換を行う他、保護者が一人ずつクラスに入って保育士体験をする保育参加は、園での子どもの様子を理解する良い機会となっている。個人懇談の時に家庭状況調査票を出してもらい家庭での様子を把握し、保育園での様子とクラスだより・クラス目標などを保護者に伝え相互理解が図れるよう取り組んでいる。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑫	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>適宜保護者との子育て相談を行い、子育て相談記録に記録され関係職員や相談内容によっては全職員に回覧し共通理解を図っている。支援の必要な子には那須塩原市子ども・子育て総合センターや保育課と連携しているが、時にはファミリーサポートセンターを紹介するなどして家庭での子育ての支援情報も伝えている。</p>		
A⑬	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「虐待防止マニュアル」がありマニュアルに基づく職員研修が行われ、虐待が疑われる子はもちろん、普段と様子が違う子や傷のある子などは継続的に見守りを行っている。園長などへの報告は毎日適切に行われ、児童相談所や市の子育て総合センターなどと連携し早期発見・早期対応に努めている。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各保育士が行う自己評価では、保育の内容について前期・後期に分けて振り返りを行っている。そこには、園長、副園長からコメントも記載され、保育を行う上での良いアドバイスとなっている。また、会議において保育や指導計画について振り返りが行われており、保育の実践の改善、向上に繋げている。保育士だけでなく、調理員・用務員の自己評価があり、園全体で保育実践の向上への取り組みがうかがえる。</p>		